

託送供給等約款の主な見直し内容

認可を受けた託送供給等約款の主な見直し内容については、以下のとおりです。

1 災害時における特別措置の規定

これまで、災害時における託送料金等の特別措置については、災害救助法が適用された場合に特例認可申請を行って対応してきました。

今回、「迅速な対応の観点から特別措置を託送供給等約款に取り込むこと」および「制限中止割引^{※1}廃止に伴う被災者保護の水準低下を防止する観点から特別措置の内容を見直すこと」が国の審議会で整理されたことを踏まえ、供給条件に反映します。

2 その他供給条件の見直し

○ 系統連系受電サービス料金（発電側課金）における制限中止割引の廃止

既に認可を受けている需要側託送料金における制限中止割引の廃止（2025年4月）と同様に、系統連系受電サービス料金における制限中止割引を廃止するよう国の審議会で整理されたことを踏まえ、供給条件に反映します。

○ FIP^{※2}併設蓄電池の系統充電拡大に伴う系統連系受電サービス料金の取扱い

これまで、2023年度以前に新規認定を受けたFIP電源に併設される蓄電池については、系統からの充放電が認められていませんでした。

今回、蓄電池の利活用推進等の観点から系統からの充放電を可能とするよう国の審議会で整理されたことを踏まえ、系統から充電した電気の放電（逆潮流分）について、系統連系受電サービス料金の基本料金を申し受けることを供給条件に反映します。

○ 系統混雑緩和希望者提起による系統増強スキームの導入

混雑系統において、系統増強による便益が費用を下回る場合に、混雑緩和を希望する発電事業者が系統増強費用を負担することを前提として系統増強を行うスキームを導入することが国の審議会で整理されたことを踏まえ、供給条件に反映します。

※1 制限中止割引

系統事故等により電気の使用や発電、放電を制限または中止した場合に割引を適用する制度。

※2 FIP (Feed-in Premium)

再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度。